

2025 年 4 月 1 日

新設分割にかかる事後開示書面

東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号
株式会社ホットランドホールディングス
代表取締役 佐瀬 守男

東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号
株式会社ホットランド東日本
代表取締役 荻野 哲

株式会社ホットランドホールディングス（以下「分割会社」という。）は、2025 年 2 月 27 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 4 月 1 日をもって、株式会社ホットランド東日本（以下「新会社」という。）を新たに設立し、築地銀だこ東日本エリア事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続（以下、「本分割」という。）を行いましたので、会社法第 811 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 209 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における株主の差止請求に関する手続の経過

本分割は、会社法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、株主の差止請求に関する手続（会社法第 805 条の 2 の規定による手続）は行っておりません。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求等に関する手続きの経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割であり、会社法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続（会社法第 806 条の規定による手続）は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本分割に際して、会社法 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第 808 条の規定による手続）は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本分割に際して、分割会社は、新会社に承継させる債務につき重畳的債務引受を行っておりますので、債権者異議手続（会社法第 810 条第 2 項の規定による手続）は実施しておりません。

4. 本分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、新設分割計画書の記載に従い、2025 年 4 月 1 日をもって分割会社より築地銀だこ東日本エリア事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. その他本分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上